

川西町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

概要版



計画策定の背景

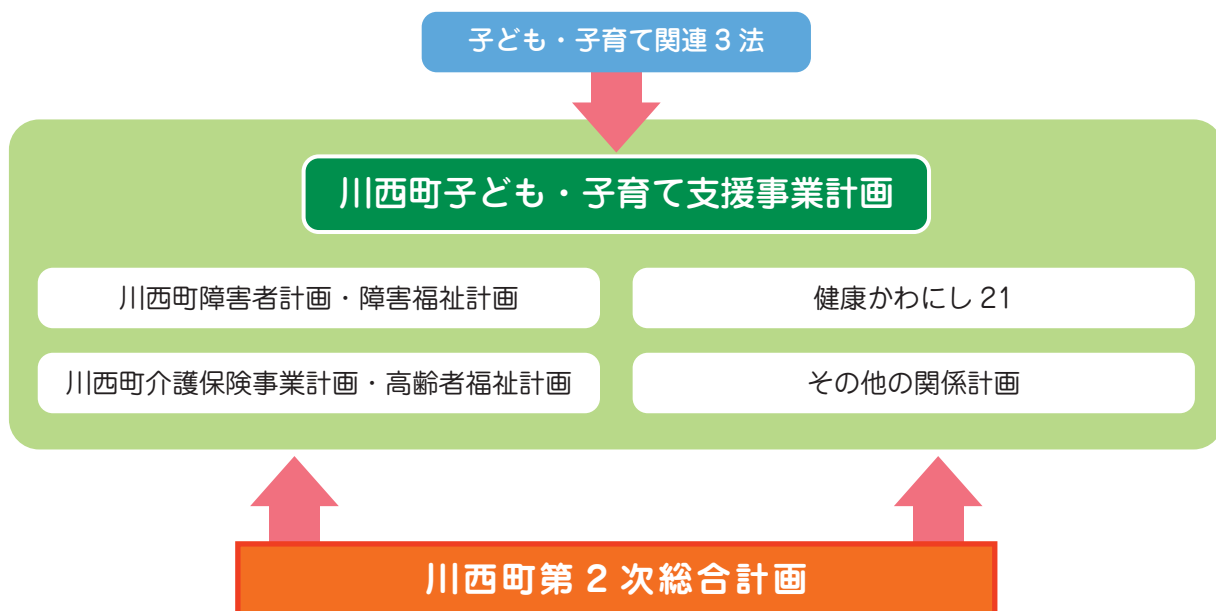
平成24年8月に、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この3法に基づき、平成27年4月から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実が目指されています。

また、子ども・子育て関連3法の1つ、「子ども・子育て支援法」では、すべての自治体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

川西町においては、このような状況を受け、国が定めた基本指針に即して、新たに「川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育の提供やニーズに応じた子育て支援事業を計画的に実施するとともに、平成26年度をもって計画期間が終了する川西町次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画として位置づけ、子ども・子育て施策を推進していきます。

計画の性格

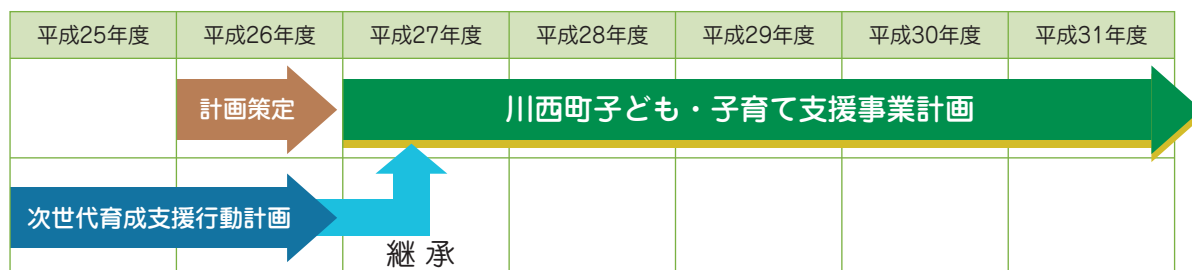
この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「川西町第2次総合計画」を上位計画とした、部門別計画の一つとして位置づけ、すべての子どもと子育てをしている家庭を対象として、川西町が今後進めていくべき施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。



計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、社会、経済状況の変化や子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化等、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

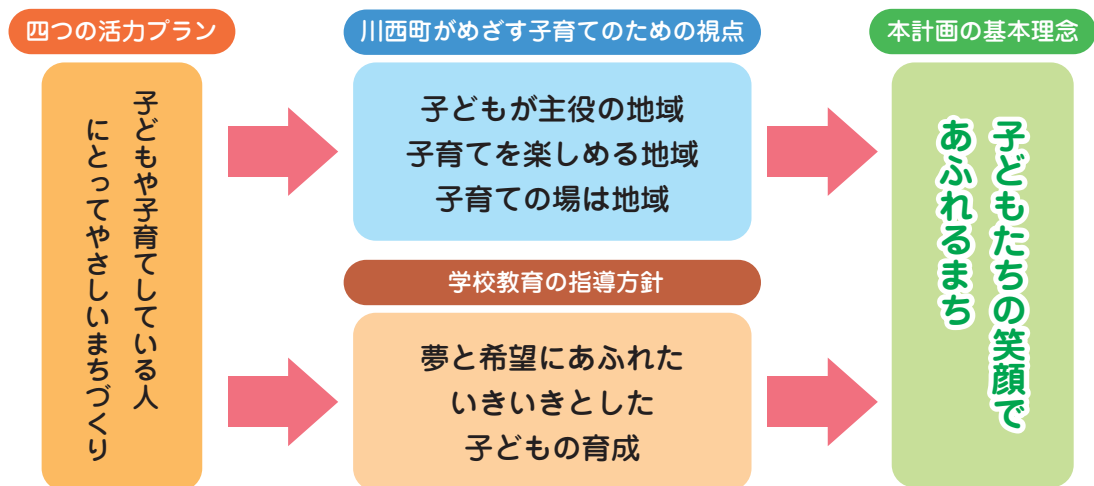


基本理念

この計画の策定される前にも、子ども・子育てに係る様々な提案がなされています。

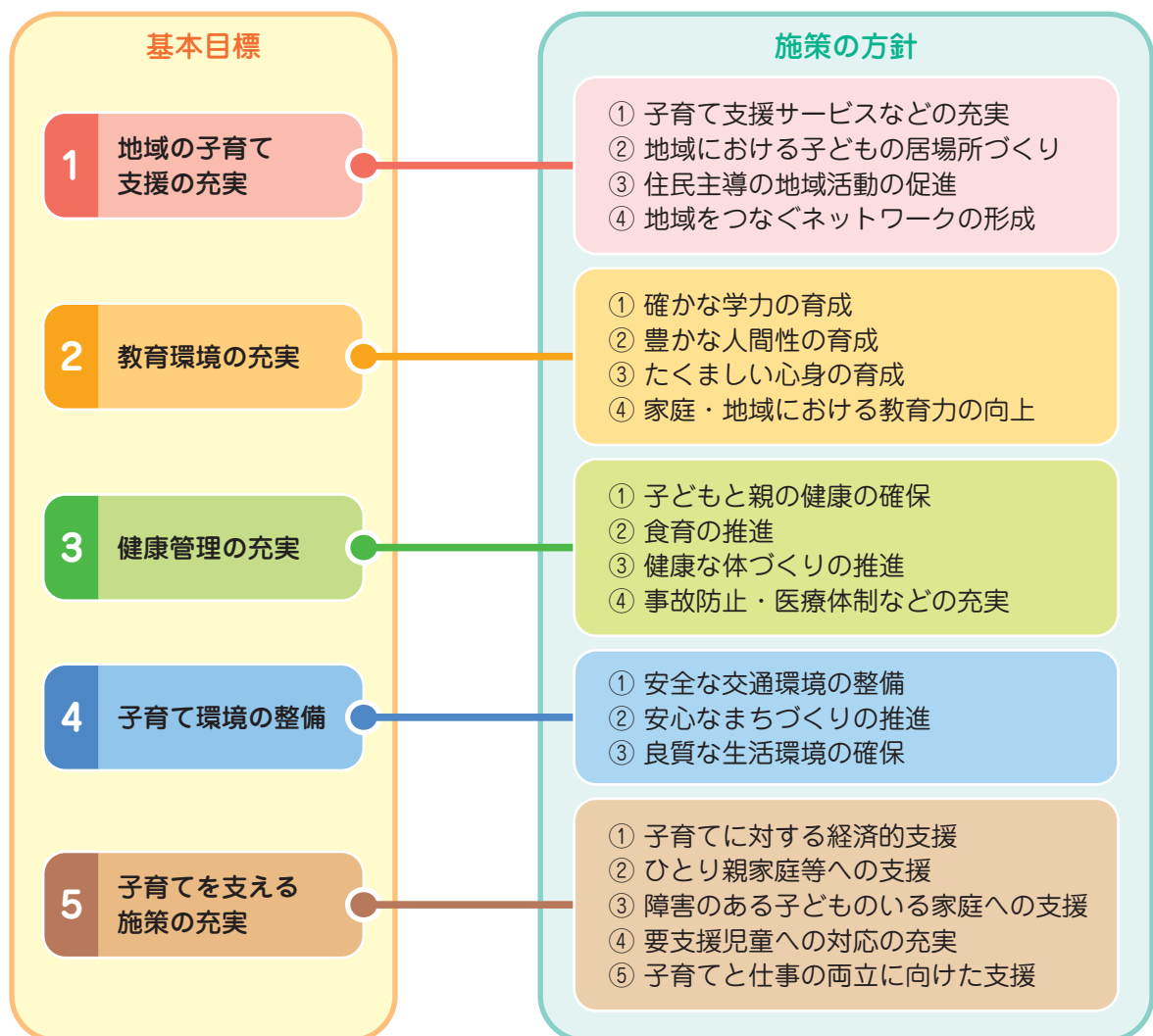
- 四つの活力プラン（川西町長施策）
- 学校教育の指導方針（奈良県学校教育の指導指針：指導の柱）
- 子育てのための視点（川西町次世代育成支援行動計画：基本的な視点）

これらを踏まえ、この計画では、「子どもたちの笑顔であふれるまち」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。



基本目標と施策の方針

この計画は基本理念に基づき、次の5つの基本目標とそれぞれの施策の方針に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めるものとします。



教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件に加え、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村で定める区域で、子ども・子育て支援法第61条第2項により市町村子ども・子育て支援事業計画の中で定める事項の1つとなっています。

本町は、面積が5.93㎢と県内市町村の中でも3番目に小さく、コンパクトな行政区域であることから、町全体を1つの区域と捉え、今後の効率的なサービス供給体制を整えることとします。

それぞれの分野における施策

1 地域の子育て支援の充実

1 子育て支援サービスなどの充実

子育て親子への支援、つどいの広場事業、出前広場、子育て支援センターの活用(きょうだい利用、預かり保育、病児保育などの整備)、ファミリー・サポート・センター事業(一時預かり)、延長保育事業、病児・病後児保育事業、一時保育・特定保育事業、休日・夜間保育事業など、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、保育所への障害児受入の促進、認定こども園の設置、夏休み等の長期休暇時における一時的な預かり(学童保育所)、寡婦(寡夫)控除のみなし適用、子育て相談の充実、多様なニーズに応じた一時預かりの推進、親子に対する読書支援

2 地域における子どもの居場所づくり

放課後児童健全育成事業(学童保育所)、放課後子ども総合プラン、放課後の教室・体育館・グラウンドなどを利用した活動(学校施設の開放等)、放課後子ども教室の充実(学校・地域パートナーシップ事業)、子ども会活動への支援、高学年の子どもにも遊べる場を提供、本に親しむ環境づくり、スポーツ活動を通じた子どもの居場所づくり、子どもセンターの充実

3 住民主導の地域活動の促進

子育てに関する情報提供、子育てサークルやボランティア活動の支援、住民参加システムの確立、地域支援ボランティア

4 地域をつなぐネットワークの形成

「要保護児童対策地域協議会」の運営、主任児童委員・民生児童委員との連携、子育てネットワークの一本化、教育相談窓口の充実、町内施設で情報共有できるネットワークを構築する

2 教育環境の充実

1 確かな学力の育成

教育の連携・接続の充実、基礎的学力の定着、少人数学級編成の充実、教育の情報化の推進、教職員研修の充実、学校評価制度の推進、幼児教育の充実

2 豊かな人間性の育成

次代の親の育成、性教育の充実、総合的な学習の時間の充実、学校・地域パートナーシップ事業の推進、環境教育の充実、道徳教育の充実（いじめ防止対策の推進）、キャリア教育の充実、世代間交流の充実

3 たくましい心身の育成

進んで運動に取り組む力を育む、図書館活動の充実、スポーツ活動の充実

4 家庭・地域における教育力の向上

子育てサポーターの養成、学校と主任児童委員・民生児童委員との連携、地域の人材を活かした活動、家庭教育の支援、教育講演会などの充実

3 健康管理の充実

1 子どもと親の健康の確保

母親教室・ママパパ教室、乳幼児健康診査、歯科保健指導、マタニティマークの普及・啓発、妊産婦・新生児訪問、母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、年齢別コース広場

2 食育の推進

離乳食教室、親子クッキング、すくすくサロン、家族への啓発、食育の推進

3 健康な体づくりの推進

わくわくりズム、地域スポーツの充実、スポーツ少年団活動の充実

4 事故防止・医療体制などの充実

病気の予防、予防接種の実施、休日応急診療、小児救急医療体制の確立について、小児救急医療電話相談の紹介、保育所などにおける安全管理、災害共済給付制度への加入促進

4 子育て環境の整備

1 安全な交通環境の整備

交通安全の意識啓発、各種交通安全教室の充実、川西こすもす号増便、歩道のバリアフリー化などの推進、通学路の整備の推進

2 安心なまちづくりの推進

防災計画の見直し、安心・安全情報の配信、「子ども110番の家」ボランティア活動への支援、見守り隊などへの支援、巡回啓発の実施

3 良質な生活環境の確保

個性ある公園づくりの推進、多子世帯などへの優先入居について

5 子育てを支える施策の充実

1 子育てに対する経済的支援

児童手当の支給、保育所保育料の負担軽減、小学生の医療費無料化に向けての対策、子ども医療費助成、福祉医療費資金貸付、幼稚園利用料の負担軽減、就学援助・就園奨励費

2 ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当の支給、就労相談支援、ひとり親家庭医療費助成

3 障害のある子どものいる家庭への支援

特別児童扶養手当の支給、障害児童福祉手当の支給、心身障害者医療費助成、精神障害者医療費助成事業（一般）、特別支援教育就学奨励費

4 要支援児童への対応の充実

児童相談・援助事業、児童虐待防止対策の充実、思春期保健対策の充実、特別支援教育の充実、発達障害を抱えた子どもたちへの支援、不登校対策の充実

5 子育てと仕事の両立に向けた支援

育児への父親の参加促進、育児休業等に関する情報提供及び取得促進に向けた取組の推進

子ども・子育て支援新制度への対応

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育事業）」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

子どものための教育・保育給付

施設型給付

● 幼稚園

現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。

● 保育所（園）

多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供体制づくりが求められており、現在の保育の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。

● 認定こども園

計画期間中に、今後のサービス利用の増加に対応できるよう、サービス利用者に適切な情報提供を行い、認定こども園の整備を目指します。

地域型保育給付

● 小規模保育事業 ● 家庭的保育事業 ● 事業所内保育事業 ● 居宅訪問型保育事業

保育の必要の認定区分

1号認定 満3歳以上で保育の必要性がない就学前児童

2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童

3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童

地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援

② 地域子育て支援拠点事業

③ 妊婦健診

④ 乳児家庭全戸訪問事業

⑤ 養育支援訪問事業

⑥ 子育て短期支援事業

⑦ 幼稚園における預かり保育

⑧ 幼稚園以外における一時預かり

⑨ 延長保育事業

⑩ 病児・病後児保育事業

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

目標事業量

1 教育・保育給付

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教育・保育 (人)	1号認定(教育)*	124	123	125	123	113
	2号認定(保育)	84	83	84	82	76
	3号認定(0歳)	25	24	23	22	22
	3号認定(1～2歳)	54	49	47	45	44

※2号認定の教育希望を1号認定に含む

2 地域子ども・子育て支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援事業(箇所)*	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業(人回)	4,914	4,510	4,359	4,210	4,099
妊婦健康診査(人回)	793	780	780	767	741
乳児家庭全戸訪問事業(人回)	61	60	60	59	57
養育支援訪問事業(人)	3	3	4	4	5
子育て短期支援事業(人日)	133	127	126	123	116
幼稚園における預かり保育(人日)	738	734	741	728	670
幼稚園以外における一時預かり(人日)	4,708	4,508	4,463	4,353	4,109
延長保育事業(人)	27	52	50	50	46
病児・病後児保育事業(人日)	323	310	307	299	282
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(人)	低学年	42	58	53	50
	高学年	21	21	22	22
実費徴収に係る補足給付	事業実施に向けて検討				
多様な主体の参入促進事業	事業実施に向けて検討				

※行政機関の窓口等を活用する「特定型」

利用者支援事業は、子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

本事業には、利用者支援のみを実施する「特定型」と利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」の2つの事業類型があります。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

妊婦健康診査は、赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士、児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

子育て短期支援事業は、保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う事業です。

本事業には、利用目的や時間帯などにより、「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」と「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」の2つの事業形態があります。

幼稚園における預かり保育は、教育時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望者を対象に教育活動を行うものです。

幼稚園以外における一時預かりは、保護者の断続的、短時間の就労などにより家庭での保育が困難になるときや、保護者の病気などにより一時的に家庭での保育ができないときに保育所等で保育を行うものです。

延長保育事業は、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の11時間の開所時間を超えて、さらに30分以上、保育時間の延長を行う事業です。

病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する事業です。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する**実費徴収に係る補足給付を行う事業**は、新規事業として、地域子ども・子育て支援事業に加わりました。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための**多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**も新規事業として地域子ども・子育て支援事業に加わりました。

川西町子ども・子育て支援事業計画(概要版)

平成27年3月

発行/川西町福祉部健康福祉課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1 川西町役場 福祉部健康福祉課 TEL: 0745-44-2631